



山形県公報

平成25年3月12日(火)
第2426号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………(保健薬務課) ……218
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(工業振興課) ……同

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……219
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森 林 課) ……同
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) ……220
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……222
- 同……………( 同 ) ……223
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( 同 ) ……226
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……227
- 同……………( 同 ) ……228
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会 計 局) ……231
- 県証紙売りさばき人の指定……………( 同 ) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同
- 政治団体の設立……………232
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………234
- 資金管理団体の指定……………235
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体の指定の取消……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………(病院事業局) ……236

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同

# 規 則

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第10号

### 山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則

山形県薬事法施行細則（昭和41年 3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号の 2 の別紙中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第 1 号の 2 の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第11号

### 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                |     |        |
|----------------|-----|--------|
| 放射イミュニティ測定システム | 30分 | 1,250円 |
|----------------|-----|--------|

を

|                |     |        |
|----------------|-----|--------|
| 放射イミュニティ測定システム | 30分 | 1,250円 |
| 耐水試験機          | 1時間 | 900円   |

に、

|     |        |
|-----|--------|
| 30分 | 1,240円 |
|-----|--------|

を

|     |                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 30分 | 1,240円。<br>ただし、<br>高温用大<br>気炉及び<br>恒温槽を<br>使用する<br>場合に<br>あつては、<br>1,890円 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|

に、

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 環境型微細プレス加工装置 | 30分 | 3,220円 |
|--------------|-----|--------|

を

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 環境型微細プレス加工装置 | 30分 | 3,220円 |
| 光学設計システム     | 30分 | 750円   |

に、

|   |            |      |        |       |
|---|------------|------|--------|-------|
|   | メルトフローテスター | 1 時間 | 410円   | を     |
| 「 | メルトフローテスター | 1 時間 | 410円   | に、    |
|   | 樹脂流動解析システム | 30分  | 2,130円 |       |
| 「 | 630円       | を    | 510円   | に改める。 |

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第167号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                                     | 事業所の名称及び所在地                | 指定年月日      |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会<br>東京都小平市花小金井南町一丁目18番25号 NR花小金井駅前1階A1号室 | ピアサポート 希望の里<br>新庄市金沢2575番地 | 平成25. 3. 1 |

**山形県告示第168号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
酒田市楯山字大村山37、38
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第169号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢浅川高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市中田町字川原五756番1から  
同 字川崎前川原一4769番22まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月12日

**山形県告示第170号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 米沢都市計画道路
  - (2) 名称 3・2・29号徳町窪田線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 米沢市窪田町小瀬字鎌倉上及び字大明神地内
  - (2) 削除する部分 米沢市窪田町小瀬字石畑、字鎌倉上、字江中子一及び字大明神地内
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第171号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 荒屋－1        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第172号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| ミズカミ沢       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 飛鳥沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 向町沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| タヅミ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西山沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| はだの沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 一芻沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| のこ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 堺田沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| カリガ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 戦沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 沼の沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 蟹の又沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小牧森沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 本城十日町  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒沢2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上満沢1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上満沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横川     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一芻-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一芻-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 窓塞     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 谷地沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ハチの沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| おんべ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西又沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西又沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 折渡2         | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 舟形折渡－1      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 舟形折渡－2      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 木友山－1       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 木友山－2       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 木友山－3       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 木友山－4       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 木友山－5       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 西の又1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又4        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又5        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又6        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又7        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西の又8        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 折渡1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡1-3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| モンベエノ沢      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 権現沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 二の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 滝の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ガンスケ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小又沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下小又-1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下小又-2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下小又沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ウラ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ヨシロウ滝       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 権兵衛沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 牛倉沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西郡沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 下小又－1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 西郡－1   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 西郡－3   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 西郡－4   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 西郡－5   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 巢子－1   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 巢子－2   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 巢子－3   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 主寝坂－1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 旧及位－1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 旧及位－2  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 旧及位－3  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 釜淵－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵3－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵3－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵8    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位4－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位4－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 田郎1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎6    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小又2-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小又3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又4-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又4-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小又1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝5-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝5-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝7    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 三滝8    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝6    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝9-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝10-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝11   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝12   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝13   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西郡     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 巢子1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 巢子2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小又    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 荒屋-1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 飛鳥沢           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| タヅミ沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| はだの沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 平ノ沢           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 一勿沢           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 堺田沢           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| カリガ沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 小牧森沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 本城十日町         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 黒沢2           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上満沢1-1        | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上満沢2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 横川            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 一勿-1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 一勿-2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 窓塞            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第177号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 谷地沢           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| ハチの沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| おんべ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西又沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西又沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西の又1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又5  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又6  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又7  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の又8  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡1-3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 折渡3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 滝の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 下小又－1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下小又－2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下小又沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ウラ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ヨシロウ滝  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 釜淵－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵3－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜淵8    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位4－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位4－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新及位5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田郎6    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小又2－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小又3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 下小又－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又4－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又4－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小又1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小又6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝5－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝5－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝7    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝8    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝6    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝9－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝10－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝11   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝12   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三滝13   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西郡     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 巢子1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 巢子2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小又 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第179号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名       | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日  |
|-----------|---------------|------------|------------|
| 佐 藤 良 三 郎 | 寒河江市南町一丁目3番6号 | 同 左        | 平成25. 3. 8 |

#### 山形県告示第180号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名       | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 指 定 年 月 日  |
|-----------|---------------|------------|------------|
| 佐 藤 キ ヨ 子 | 寒河江市南町一丁目3番6号 | 同 左        | 平成25. 3. 9 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,096人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 219,348人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,338人 | 村山市           | 7,441人  | 西村山郡 | 12,060人 |
| 米沢市         | 23,504人 | 長井市           | 7,943人  | 最上郡  | 12,591人 |
| 鶴岡市         | 37,314人 | 天童市           | 16,878人 | 東置賜郡 | 11,624人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,004人 | 東根市           | 12,715人 | 西置賜郡 | 8,888人  |
| 新庄市         | 10,369人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,481人  | 東田川郡 | 8,455人  |
| 寒河江市        | 11,567人 | 南陽市           | 9,237人  |      |         |
| 上山市         | 9,336人  | 東村山郡          | 7,523人  |      |         |

### 山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年3月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

#### 1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 公職の種類 | 届出年月日            |
|-----------------|--------|----------|--------------|-------|------------------|
| 民主党山形県第3<br>総支部 | 鹿野道彦   | 木島悠子     | 酒田市上安町1-1-22 | 衆議院議員 | 平成<br>24. 11. 26 |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|-----------|--------|----------|-------------------|----------------|
| 大沼瑞穂を育てる会 | 亀瑞穂    | 松田佐吉     | 山形市七日町5-10-13-411 | 平成<br>25. 1. 7 |
| 湧々町づくりの会  | 川俣義昭   | 伊藤大介     | 飽海郡遊佐町小原田字木ノ下9-6  | 同<br>1. 15     |
| 町野昌弘後援会   | 成澤秀雄   | 町野重憲     | 東田川郡三川町大字成田新田甲206 | 同<br>1. 22     |

### 山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年3月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

#### 1 政党の支部



| 政治団体の名称         | 異動事項          | 内 容                         |                            | 届出年月日            |
|-----------------|---------------|-----------------------------|----------------------------|------------------|
|                 |               | 新                           | 旧                          |                  |
| 自由民主党山形県バス支部    | 代表者の氏名        | 高橋 正                        | 武田 吉則                      | 平成<br>24. 10. 23 |
| みんなの党山形県第2区支部   | 主たる事務所の所在地    | 東京都千代田区隼町2番12号 藤和半蔵門コープ606号 | 米沢市万世町金谷482-1              | 同<br>12. 19      |
|                 | 代表者の氏名        | 堀越 富士夫                      | 川野 裕章                      |                  |
|                 | 会計責任者の氏名      | 山口 登                        | 川野 恵子                      |                  |
|                 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体           | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |                  |
|                 | 公職の種類         |                             | 衆議院議員                      |                  |
| 民主党山形県総支部連合会    | 代表者の氏名        | 近藤 洋介                       | 鹿野 道彦                      | 同<br>12. 25      |
| 民主党山形県第3総支部     | 代表者の氏名        | 近藤 洋介                       | 鹿野 道彦                      | 同<br>25. 1. 25   |
|                 | 会計責任者の氏名      | 佐々木 雄一郎                     | 木島 悠子                      |                  |
| 自由民主党山形県支部連合会   | 代表者の氏名        | 遠藤 利明                       | 加藤 紘一                      | 同<br>2. 5        |
| 自由民主党山形県山形市第二支部 | 会計責任者の氏名      | 笹原 勢一郎                      | 松田 浩                       | 同                |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 異動事項             | 内 容                                                    |                   | 届出年月日           |
|-----------|------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|
|           |                  | 新                                                      | 旧                 |                 |
| 新しい幸せを語る会 | 主たる事務所の所在地       | 山形市七日町一丁目4番31号                                         | 山形市七日町二丁目7番6号     | 平成<br>24. 6. 14 |
| 新 寿 会     | 政治団体の名称          | 新 寿 会                                                  | 明るい酒田市民の会         | 同<br>10. 16     |
|           | 国会議員関係政治団体の区分    | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |                 |
|           | 公職の種類            | 衆議院議員                                                  |                   |                 |
|           | 公職の候補者の氏名及び公職の種類 | 阿部寿一、衆議院議員                                             |                   |                 |
| 飯 豊 鷹 山 会 | 会計責任者の氏名         | 鈴木 好洋                                                  | 梅津 清一             | 同<br>11. 6      |

|           |                  |                   |                                                        |               |
|-----------|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|---------------|
| 鈴木としお後援会  | 会計責任者の氏名         | 鈴木 好 洋            | 梅 津 清 一                                                | 同             |
| 遠藤栄吉を育てる会 | 代表者の氏名           | 栗 野 和 男           | 宮 崎 信 昭                                                | 同<br>11.16    |
| わじまみき後援会  | 主たる事務所の所在地       | 酒田市大宮町3丁目14番11号   | 酒田市上安町1丁目1番22号 1F                                      | 同<br>11.22    |
|           | 国会議員関係政治団体の区分    | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |               |
|           | 公職の種類            |                   | 衆議院議員                                                  |               |
|           | 公職の候補者の氏名及び公職の種類 |                   | 和嶋未希、衆議院議員                                             |               |
| 山形市医師連盟   | 代表者の氏名           | 門 馬 孝             | 徳 永 正 勲                                                | 同<br>12.28    |
|           | 会計責任者の氏名         | 岡 部 健 二           | 大 道 寺 七 兵 衛                                            |               |
| 石川ひろし後援会  | 代表者の氏名           | 大 隅 国 昭           | 大 隅 憲 兒                                                | 同<br>25. 2. 1 |
| 山口まさお後援会  | 会計責任者の氏名         | 吉 田 要 一           | 岡 田 博                                                  | 同<br>2.13     |

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年3月12日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|-----------------|---------|-------------|
| 自由民主党山形県天童市第二支部 | 土 屋 健 吾 | 平成25. 1. 21 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|------------|---------|--------------|
| 佐々木謙二を育てる会 | 菅 野 祐 一 | 平成24. 8. 20  |
| 漆山こういち後援会  | 高 橋 二 郎 | 平成24. 10. 18 |
| 酒田再生プロジェクト | 鈴 木 光 祐 | 平成24. 11. 30 |
| 小野精一後援会    | 加 藤 功   | 平成24. 11. 30 |

|             |           |              |
|-------------|-----------|--------------|
| 山朝健政會       | 涌 井 弥 瓶   | 平成24. 12. 20 |
| さがえ俊一後援会    | 阿 部 一 信   | 平成24. 12. 25 |
| 鶴岡みんなでつくろう会 | 渡 辺 洋 井   | 平成24. 12. 31 |
| さがえ政好後援会    | 寒 河 江 政 好 | 平成25. 2. 11  |

#### 山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成25年3月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名  | 届出年月日       |
|---------|-------|-----------|---------------|---------|-------------|
| 長 岡 壽 一 | 山形市長  | 新しい幸せを語る会 | 山形市七日町二丁目7番6号 | 長 岡 壽 一 | 平成24. 10. 9 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年3月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項    | 内 容             |                   | 届出年月日            |
|-----------|---------|-----------|------------|-----------------|-------------------|------------------|
|           |         |           |            | 新               | 旧                 |                  |
| 阿部寿一      | 衆議院議員   | 新 寿 会     | 公職の種類      | 衆 議 院 議 員       | 酒 田 市 長           | 平成<br>24. 10. 16 |
|           |         |           | 政治団体の名称    | 新 寿 会           | 明るい酒田市民の会         |                  |
| 和嶋未希      | 酒 田 市 長 | わじまみき後援会  | 公職の種類      | 酒 田 市 長         | 衆 議 院 議 員         | 同<br>11. 22      |
|           |         |           | 主たる事務所の所在地 | 酒田市大宮町3丁目14番11号 | 酒田市上安町1丁目1番22号 1F |                  |

#### 山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成25年3月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名 | 指定取消年月日     |
|------------------------|---------|-----------|---------------|--------|-------------|
| 長岡 壽一                  | 山形市長    | 新しい幸せを語る会 | 山形市七日町二丁目7番6号 | 長岡 壽一  | 平成23. 8. 30 |
| 寒河江 政好                 | 山形県議会議員 | さがえ政好後援会  | 山形市大字下反田89    | 寒河江 政好 | 同 25. 2. 11 |

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第3号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月12日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

|       |                                                                        |               |   |
|-------|------------------------------------------------------------------------|---------------|---|
| 本則の表中 | 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法<br>原発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、<br>HER2が陰性のものに限る。） | 1回につき<br>190円 | を |
|-------|------------------------------------------------------------------------|---------------|---|

|                                                                        |                  |       |
|------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|
| 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法<br>原発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、<br>HER2が陰性のものに限る。） | 1回につき<br>190円    | に改める。 |
| 硬膜外自家血注入療法                                                             | 1回につき<br>43,750円 |       |

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人まちづくりチームYUKAI
  - (2) 代表者の氏名  
五十嵐 公行
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市湯温海甲127番地10

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、歴史と豊かな自然に培われてきたふるさとあつみ温泉を、より魅力あるまちにするための探求や創造を通じて、これからあるべきあつみ温泉のまちづくりの提案や実践に関する事業を行うとともに、地域住民や当地を愛し訪れてくれる人々に対して、情報発信や交流に関する事業を行い、地域活性化及び観光振興に寄与することを目的とする。

平成25年 3月12日印刷  
平成25年 3月12日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056